

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
がと
日
の翌
日
は、
そ
の
翌
日
に
あ
る
日
と
す
る。)

目 次

◇告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)
 保険医療機関等の指定(保険課)
 基本測量の終了(管理課)
 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
 都市計画法第六十六条による告示()

告 示

鳥取県告示第二百九十五号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第三百三十九条の三第二項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成十年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称及び代表者の氏名 白石石油株式会社 代表取締役 白石定男	主たる事務所の所在地 鳥取市相生町一丁目七〇一	指定取消年月日 平成九年十二月三十一日
--------------------------------------	----------------------------	------------------------

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おくだこどもクリニック	鳥取市湖山町東三丁目六七	平成十年四月一日
吉田医院	東伯郡泊村大字泊七五〇	〃
みやじ歯科	米子市両三柳二七四〇	〃
やまもと歯科医院	倉吉市東町三五一一二	〃
坂本医院	鳥取市元町二七二	〃
山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町一二五	〃
医療法人前嶋眼科医院	鳥取市元町二二六	〃

入江内科医院	鳥取市西町二丁目二二二	〃
佐々木整形外科医院	鳥取市岩倉四五二一三〇	〃
鳥取産院	鳥取市吉方温泉一丁目六五三	〃
医療法人緑会上田病院	鳥取市西町一丁目四五二	〃
富永眼科医院	米子市富士見町二丁目一七二	〃
医療法人社団松浦診療所	米子市東町一六三	〃
医療法人社団荒川耳鼻咽喉科	米子市東福原六丁目二一四三	〃
医療法人社団細田内科医院	米子市角盤町三丁目一六九	〃
阿部医院	米子市角盤町二丁目一〇一三	〃
医療法人社団戸口田整形外科医院	米子市上福原五丁目二一六五	〃
辻谷外科医院	米子市糺町二丁目一八一三	〃
医療法人社団常松医院	米子市福市五七四一五	〃
田辺内科胃腸科医院	米子市道笑町四丁目九五	〃
医療法人社団清水皮膚科形成外科医院	米子市角盤町四丁目三三	〃
医療法人下山医院	米子市上福原五丁目五十四三	〃
中下医院	米子市河崎五六六一二	〃
医療法人社団高田内科医院	境港市東雲町七	〃
医療法人中西医院	境港市上道町七三三一	〃

医療法人社団渡部医院	境港市渡町一二九三三	〃
内科小児科山脇医院	岩美郡国府町奥谷一丁目一〇	〃
医療法人柿坂医院	八頭郡八東町大字北山四七	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山五一一七	〃
扇町中村歯科医院	鳥取市扇町三一	〃
医療法人修医会末広温泉中村歯科医院	鳥取市末広温泉町四六三	〃
坂根歯科医院	米子市皆生温泉四丁目二四二〇	〃
平林歯科医院	米子市糺町二丁目一二五	〃
セントラル歯科	米子市上福原三丁目七三九	〃
佐治村国民健康保険診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二七一一	〃
医療法人社団稲村歯科医院 いなむら歯科	西伯郡淀江町大字淀江六八一四九	〃
荒金歯科診療所	日野郡日南町生山一五〇	〃
石井内科医院	鳥取市布勢三三二一四	平成十年四月三日
松田内科クリニック	米子市尾高八六二一八	〃
桑名歯科医院	倉吉市宮川町一七七	平成十年四月四日
小竹内科循環器クリニック	米子市角盤町二丁目一〇一六	平成十年四月五日
鳥取市立病院	鳥取市の場一丁目一	平成十年四月八日
吉中胃腸科医院	東伯郡東伯町大字丸尾一〇二一一	〃

ノゾ医院	岩美郡国府町大字宮ノ下二七八	平成十年四月十日
石津クリニツク	倉吉市昭和町一丁目二一〇	平成十年四月十一日
ばくろうまち薬局	米子市博労町一丁目一三三二二	平成十年四月一日
株式会社太陽堂薬局	倉吉市上井二七七一	〃
武本薬局あげい店	倉吉市伊木二〇一十四	〃
ゆたに薬局	鳥取市吉成二〇六一	〃
コスモス薬局	米子市尾高二七七五二	〃
有限会社アオト薬局	米子市榎原一八八八一六	〃
うさぎ薬局	岩美郡国府町大字糸谷八二三	〃
にしむら薬局	八頭郡船岡町大字船岡五七六一	〃
もりた薬局	鳥取市吉方町一丁目四三八一五	平成十年四月十日

鳥取県告示第二百九十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（一万分の一地形図作成）
- 二 作業地域 鳥取市及び岩美郡国府町

三 終了年月日 平成十年三月三十一日

鳥取県告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画伝統的建造物群保存地区 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区

- 二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第二百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・二十号車尾目久美町線及び三・四・十八号米

子駅目久美町線

- 二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目三二〇

四 事業地

1 収用の部分 米子市道笑町四丁目、美吉字屋敷前田、字京女良及び字天場並びに目久美町地内

2 使用の部分 なし